

平成19年第2回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成19年6月12日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時37分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 (議案第5号・第8号) 条例の制定等について(委員長報告～質疑～討論～採決)
- 日程 第 2 請願書等審査結果の報告について(議長提出)
- 日程 第 3 意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について
(議員提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部長の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成19年第2回那須烏山市議会定例会（第4日）

開 議 平成19年6月12日（火） 午前10時

日程 第 1 （議案第5号・第8号）条例の制定等について（委員長報告～質疑～討論～採決）

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

日程 第 3 意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について（議員提出）

以上、朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） ここで昨日、1番松本議員の一般質問の際、発言の内容に一部不適切な言葉があったように思われますので、後刻記録を調査の上、処置をいたします。

◎日程第1 （議案第5号・第8号）条例の制定等について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 議案第5号、議案第8号、条例の制定等についてを議題といたします。

本案については、去る5日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

[総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇]

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） おはようございます。去る5日に付託をされました第5号議案 那須烏山市定住促進条例の制定について、6月7日の午前10時、執行部、総務部長、経済環境部長、各関係職員出席のもと、約1時間にわたり経済建設常任委員、また総

務企画常任委員、両委員会の合同による質疑が行われました。その後、各委員会に戻り審査をいたしました。総務企画常任委員会は第5号議案に関して審査をいたしまして、満場一致で可決をいたしました。

その後、先ほど市長からあいさつがありましたように、全員協議会において、この第5号議案に関しては不公平さをぬぐえないところもある。第5号議案を運用して、その過程の中で新しい条例をつくって不公平感をなくす。あるいは条例の一部改正をして、この不公平感を緩和するということを検討するという附帯の意見がありました。

第5号議案に関しては総務企画常任委員会が満場一致で可決したように、皆様、どうぞこの議案に関して可決くださいますようお願いを申し上げまして、経過の報告と審査の報告にさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、議案第8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 条例審査結果を報告いたします。

経済建設常任委員会に6月5日に付託されました那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、その審査経過を報告いたします。

本委員会は6月7日午前10時から、経済環境部長、商工観光課長並びに担当職員の説明を求めながら審査を実施いたしました。

昨年9月、安定した市税の確保及び雇用機会の拡大のため、那須烏山市企業の誘致並びに立地を促進する条例が制定されましたが、その審査の際、今後、経済状況や時代背景の変化等により優遇策の拡大並びに条例の見直しを適宜に行うことを委員会の意見として付したところでございます。

今回の改正は、企業の誘致や地元企業による人口増加、定住促進のサポートにもなる。今後、市の財政基盤の強固とすることを期待し、原案どおり可決すべきと決定いたしましたので、以上で経済建設常任委員会の条例審査結果報告といたします。どうぞご審議のほどよろしく願います。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第5号、議案第8号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番松本勝栄君。

〔1番 松本勝栄君 登壇〕

○1番（松本勝栄君） おはようございます。今回、上程されました議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定について、反対討論をいたします。

当条例案は市民が受けるべき利益について一切考慮していない点を含め、今後、再検討されることを望み、反対討論といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま上程中の議案第5号 那須烏山市定住促進条例の制定についての委員長審査報告、並びに議案第8号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についての委員長報告につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この議案につきましては、初日に提案をされまして質疑をされたわけでありすけれども、本会議の質疑の中でも市民外の、ほかから来る人だけ対象で、市民の間に不公平感が生じないかという質疑がありました。また、市民の間でも若者の間で新築するような場合、対象にならないかというような質疑もあったところであります。

私も総合計画を今後10年後3万人を達成するためには、ほかから来る方だけでなく市内の方にも適用されるような方策をすべきだというような質問をしていたところであります。その後、これは総務企画常任委員会並びに経済建設常任委員会のほうに付託をされたわけでありすけれども、委員会審査の中でもいろいろな意見や質疑があったそうでございます。

そういう中で、執行部のほうから、とにかく人口をふやすために定住促進条例を制定したい。もちろん市内の方にとってふぐあいがあるものについては十分その内容を精査して、早急に改正をしたいというようなことで、不均衡が生じないように進めたいというようなお話をされて、それでは納得がいったということで採択をされたというふうに聞いております。

しかしながら、全部の委員会で審査されたわけではありませんので、その審査に加われなかった委員会の中では依然として市外の人だけでは市民に不公平感が残る。あるいは市内にいる若者が別棟をつくったときに適用されないのでは、まずいのではないかというような議論が百

出をしまして、金曜日の一般質問が終わった後に全員協議会が開かれ、この件について全議員で協議をしたところであります。結局、結論が出ずに、月曜日の議会が終了後の全員協議会を開こうということで別れたわけであります。

その後、月曜日の中でどうするかということになりましたが、結局、議長、副議長、そして3常任委員長が執行部と話し合いをして、市民の中でも不公平感が生じないような是正措置がとれないかというような話し合いをしたそうであります。

その後、全員協議会が再開されまして、執行部のほうでも参加をされまして、その件に関して市長のほうから説明があったところであります。定住促進のために何としてもこの条例を成立させてほしい。しかしながら、不公平感が生じないようにはしなければならないということで、この条例を制定しても施行が来年の1月2日以降である。

その間に、栃木県内の自治体あるいは全国の自治体のこのような同様の条例や制度を比較検討し、那須烏山市の財政状況も十分考慮して、市内の皆さんについても適用できような範囲を拡大したい、均衡を図りたいということで、来年の3月議会を目途にこの条例の一部改正か、あるいは全く新しい条例を制定するか。あるいは要綱等を整備して、市内の若者層の条例に適用できるような是正措置を行って、来年の1月2日にこの施行がされるところまでさかのぼって、市外からの方もまた市内にいる若者の方にも適用されるような均衡を図るということで努力をしたい。ぜひ、この原案を通していただきたいというふうに説明をしたところであります。

私は、市内に住む若者の定住促進も1月2日までに適用できるようなことで検討するという約束をしたわけでありますから、その件も十分考慮して人口3万人を目指す市の努力をより一層進めていただきたいという意味も込めまして、この委員会報告に賛成をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） ちょっと待ってください。休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

起立少数。

よって、議案第5号は否決いたします。

次に、議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本陳情書については、去る5日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について総務企画常任委員長樋山隆四郎君の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 先の3月定例議会において付託されました陳情第2号、陳情第3号につきまして、陳情第3号に関しましては既に国会において国民投票法案が決定をされておりますので、我が委員会は審査未了でこれを不採択ということになりました。

次の陳情第2号 安心・安全な公務・公共サービス拡大を求める国への意見書の提出についてであります。審査の結果、これは社会保障制度と税制を絡めたものでありますので、税制の不備をこれからどういうふうにして是正をしていくか。このほうが先決ではないかということで、審査の結果不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小森幸雄君） 次に、文教福祉常任委員長佐藤昇市君の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 文教福祉常任委員会に付託されました審査結果を報告いたします。去る平成19年6月5日の本会議において、本委員会に付託された陳情第8号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出についてと、本年3月定例会にて継続審査となっていた陳情書第4号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について、6月7日午前10時から第2委員会室において、文教福祉常任委員会委員7名 全員出席のもと慎重に審査を行った結果、陳情第4号については、現状等についてさらに調査

研究する必要があるとの意見に達し、継続審査としました。

一方、陳情第8号については、陳情の趣旨にもあるとおり、現在の医師・看護師の不足は地域医療において深刻な状況を及ぼしていることは明白であり、医師・看護師の不足対策を講じることが喫緊の課題であることから、全員一致のもと採択とすることに決定いたしました。

以上で、審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、経済建設常任委員長大橋洋一君の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 続きまして、経済建設常任委員会の報告をいたします。陳情書第5号、第6号、第7号について審査結果の報告をいたします。

去る6月5日に付託されました陳情書は、6月6日に現地調査を実施し、同日、議員控室において審査をいたしましたところでございます。その結果を報告いたします。

まず、平成19年第1回定例議会におきまして継続審査となっておりました陳情第5号 崖崩れ防止に関する陳情書につきましては審査をいたしましたが、この陳情箇所が民地であり、市の事業としては好ましくないということでございますので、不採択との結論に達しました。この案件につきましては、平成7年に県の土木事業が実施されていることから、県の土木部と連絡、調整し、今後早急な対応を望みます。

次に、陳情第6号につきましては採択といたしました。市道谷浅見平野線は中山地域住民にとり重要な生活道路であり、また小中学生の通学道路にもなっております。この安全地帯がなく、大型車の通行も非常に多く危険な状況であります。地権者の同意も得られておりますので、早急な対応を望みます。

続いて、陳情第7号につきましても採択といたしました。この陳情箇所は高峰パークタウンや野上地域の住民からの生活廃水が農業用水に流れこんでいる状況でございます。この周辺の農地に被害が出ております。この生活廃水を江川に放流するなど農業用水を汚さないよう対応をお願いいたします。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました審査結果の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 経済建設常任委員長にお伺いいたします。陳情第5号の崖崩れ防止に関する陳情について不採択になっておりますけれども、現地調査の際に、陳情者等が地元で説明されたとは思いますが、その際に、先ほど県の土木の崖崩れの整備の事業等が

関連するところで進められていたということで、それについてこれを不採択にしても、委員会としては、例えば市の建設課を通じてそちらのほうにつなぐとか、そういうようなフォローは考えているのでしょうか。一方的に打ち切りというとな非常に議会に対するイメージが悪くなってしまうのではないかと思います、その辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長（小森幸雄君） 経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） ただいまの件につきまして経済環境部長、また建設部長とも連絡しながら、平成7年に土木でやった事業であります、県とよく連絡調整して今後対応していきたいというご返答がございました。市としてはやる事業ではないということなものですから不採択ということになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今の委員長の説明で私はわかったんですけども、この陳情者がその辺が十分理解されないで、ただ否決になったということでは困ってしまいますので、この結果が出て、先ほどの説明では建設部建設課のほうできちんと土木のほうにつないで、県の崖崩れの整備のほうにちゃんと引き継ぐというふうに言ったと思うんですが、その報告通知の際には、その辺も市の建設課のほうで早急に陳情者のほうに説明に出向くということをお願いしたいと思うんですが、それは審査とは別に関係ありませんが、ぜひその点のフォローをお願いしたいと思うんですが。

○議長（小森幸雄君） 経済建設常任委員長大橋洋一君。

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） ただいまおっしゃられたように、委員長としても執行部とよく相談しながら対応したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、総務企画常任委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 陳情書第2号、安心・安全な公務・公共サービスの拡大を求める

国への意見書の陳情でございますけれども、ここに書かれておりますように小泉構造改革以来、今の政府自民党、公明党の政治は、公共サービス、福祉、こういうものを大幅に切り縮めるといことで、これが格差社会をどんどん広げていくことになっておりますし、社会保障制度の根幹を揺るがす問題にもなっております。また、税制の問題につきましても、初日冒頭に申し上げましたように、住民税1つとりましても、庶民には大增税、そして大企業、大金持ちには優遇税制ということがやられておまして、まさに年金問題も絡みまして国民生活は本当に堪えがたいところにあるわけであります。

そういうさなか、何としても国の責任において公務・公共サービスをきちんと維持して、特に社会保障等の国の責任を明確にして弱者を救い、そして不公平税制がおきないように所得に応じて税金を課税する。このようなところに国のほうで責任を負ってほしいというような陳情でございますので、まことに時期を得た、書いてあるとおりの世の中に今なっているのではないかなというふうに思われるんですけども、残念ながら委員会の方ではこれを不採択ということになったそうでございますが、私はこのような今の弱者切り捨て、地方切り捨て、格差社会、医療難民、介護難民、さまざまな不公平が蔓延し、社会保障をどんどん切り下げていくやり方には反対ですし、大企業を優遇してそのような弱者をどんどん広げても、景気はちっともよくならないということを申し上げまして、この陳情不採択は反対であります。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、文教福祉常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告についてのうち、文教福祉常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、経済建設常任委員会の審査結果の報告について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

◎日程第3 意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成19年6月12日提出

提出者 那須烏山市議会議員 佐藤 昇 市
賛成者 那須烏山市議会議員 沼田 邦彦
賛成者 那須烏山市議会議員 久保居 光一郎
賛成者 那須烏山市議会議員 佐藤 雄次郎
賛成者 那須烏山市議会議員 野木 勝
賛成者 那須烏山市議会議員 平塚 英教
賛成者 那須烏山市議会議員 滝田 志孝

以上、朗読終わります。

○議長（小森幸雄君） 意見書案第1号について提出者の趣旨説明を求めます。
7番佐藤昇市君。

〔7番 佐藤昇市君 登壇〕

○7番（佐藤昇市君） ただいま上程になりました意見書案第1号 医師・看護師不足対策に関する意見書の提出について趣旨説明を行います。

今日、医師・看護師不足が大きな社会問題になっており、県内各自治体の医療機関も大変苦勞されております。背景には、急速な高齢化や医療の高度化などが言われていますが、医師や看護師の絶対数が少ないことが根本的原因とも言われています。

これらの原因により、地域医療の崩壊も危惧されており、安全で安心な医療体制を確保する必要があることから、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。
よって、これで質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり国及び関係行政庁あてに提出することに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。今期定例会は6月5日を初日といたしまして、本日まで8日間の会期で開催をされました。その間、慎重審議を賜りましてまことにありがとうございました。執行部を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

今定例会会期中に賜りましたご意見、ご提言等は真摯に受けとめさせていただきまして、市政に反映をさせてまいる所存であります。なお、上程議案及び一般質問等の討議の中で一部対応不十分な点がありましたことをおわび申し上げます。

さて、今期定例会におきまして那須烏山市定住促進条例を新規上程をさせていただきましたが、いろいろとご審議をいただきましたけれども、結果として否決を見ましたことは、私としても極めて残念しごくであります。本条例の背景には、人口増加と固定資産税等の増を見込んだ内容であります。必ずしも本条例が万全でないのも確かではありますが、本市にとりましては身の丈に合ったものなのかなと考えておりましただけに、極めて残念であります。

さて、いよいよとうとう梅雨の時期に入っております。湿度もさることながら気温の寒暖も甚だしい気候となっております。議員各位にありましては、どうぞ健康に十分留意されまして、ますますの議員活動に邁進されますようご祈念申し上げます。

重ねて本日閉会となりましたことに対し厚くお礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、6月5日からきょうまでの8日間にわたりました平成19年第2回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

[午前10時37分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成19年9月4日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 水 上 正 治

署 名 議 員 平 塚 英 教